

## 平成27年度第2回摂津市総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成27年10月2日（金）  
開会：14時30分 閉会：15時30分

2. 会 場 摂津市役所本館3階301会議室

### 3. 出席者

(構成員) 摂津市長 森山 一正  
教育委員会  
委員長 大矢 優子  
委員長職務代理者 福元 実  
委員 齊藤 公男  
委員 山手 知榮子  
教育長 箸尾谷 知也

(事務局等) 市長公室長 乾 富治 教育総務部長 山本 和憲  
市長公室次長 山口 猛 次世代育成部長 前馬 晋策  
市長公室 政策推進課長 川西 浩司 生涯学習部長 宮部 善隆  
市長公室 政策推進課長代理 浅田 明典 教育総務部 総務課長 溝口 哲也  
市長公室 政策推進課総括主査 畑原 陽介 教育総務部 総務課長代理 鈴木 誠

4. 議 題 (1) 文化スポーツに関する事務の市長部局への移管について  
(2) 教育に関する大綱について  
(3) その他

### 5. 会議の経過

市長公室長 それでは時間となりましたので、平成27年度第2回摂津市総合教育会議を開催させていただきます。はじめに、森山市長からごあいさつを申し上げます。

市長（議長） こんにちは。昨日、今日と天候が少し荒れ模様でしたけれども、今日はお昼から素晴らしい秋晴れの天気になりました。皆さん方には、お忙しいところ、第2回摂津市総合教育会議にご参集いただきまして、ありがとうございます。前にも申しましたけれども、この会議は地方公共団体の長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より良い学校づくり、また子どもたちの健全育成等に資するために設けられたものでございます。前回、第1回目の会議では、この会議の目的、存在意義、今後の方針などについて確認をしたと思

います。今日は2回目ということで、その芯となります大綱について、皆さんと意見を交わし合おうということであったと思います。実はそのとおりなのですけれども、この間に本市の取り組んでおります第5次行政改革の教育委員会が関係する機構改革等について、具体的な形になってまいりましたので、そのことについてまず皆さん方と意見交換して、その後大綱づくりに取り組んでいくことになると思います。後程事務局からいろいろ説明をさせていただきますが、また皆さん色々ご意見をいただきまして、限られた時間ですけれども、意義ある会議にしたいと思いますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。傍聴者の皆さんもお忙しい中ありがとうございます。

市長公室長      それでは、ここからは総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定によりまして、市長が議長となりますことから、市長に会議の進行をお願いしたいと思います。それでは市長、よろしく願いします。

市長（議長）      それでは、私の方から次第に沿って進めさせていただきます。まず、先程申し上げましたように、機構改革の中で、文化スポーツに関する事務の市長部局への移管について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。事務局から説明して下さい。

政策推進課長      私の方から、次第1の文化スポーツに関する事務の移管についてご説明いたします。現在、摂津市では教育委員会所管の文化やスポーツ関連業務について市長部局への移管を検討しております。これは、現在取り組んでいる第5次行政改革の中にごございます項目にも含まれているものでありまして、市制施行50年の節目にあたる平成28年度に、より柔軟に対応できる組織体制を目指すものであります。なお、教育委員会が所管する文化スポーツの事務を、市長部局に移管することについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条のなかで、職務権限の特例として認められております。

それでは、具体的なお説明に入らせていただきます。お配りしております資料1「平成28年4月機構改革の考え方について」に沿いまして、ご説明をいたします。まず、この資料ですけれども、これは9月1日に総務常任協議会において、来年4月の変更を検討している機構改革の全体像を説明する際に使用しました資料でございます。この資料の中ほど、ちょうど中段あたりですね、「文化スポーツの一元化」とありますが、教育委員会生涯学習部が所管いたします文化スポーツ業務を市長部局の生活環境部に集約いたしまして、部の名称も改めまして「市民生活部」の創設を検討しております。この機構改革の効果といたしましては、スポーツ分野で申しますと、地域での運動会や各スポーツ大会などは、地域づくりとして行われているものが多くございます。これらの業務を市長部局に集約することで、市長部局で行っております地域振興事業との連

携強化、又は相乗効果によりまして、市内全体の市民活動の更なる活性化を図ることができると考えております。また、文化の面におきましては、現在、文化関連団体は教育委員会が所管しておりますが、一方で、文化ホール等の文化施設は市長部局が所管しております。機構改革により、同じ部の中で一元的に管理できるようになれば、団体の皆さんの支援と施設の貸し出しを総合的に行うことができるようになりますので、より一層市民活動が円滑に進むようになると考えております。またイベントの企画運営についても、文化スポーツ関連と、地域振興関連を同じ部署が所管いたしましたら、複数のイベントを1つにしたような複合的なアイデアでイベントを企画することもできますし、今までにない斬新な切り口で地域振興を図ることも期待できます。この機構改革の背景なのですけれども、教育委員会の文化スポーツ分野と市長部局の市民活動支援、ともに市民が自主的に活動するもので、その境目が無くなってきていることが挙げられます。また、文化スポーツについては、これまでは、社会教育活動との視点で捉えておりましたが、今後はそれに加えて、もっと大きな視点で、市民活動の一つの形態として捉え、市長部局の市民活動支援と一体化となって所管した方が、相乗効果も上がり、地域づくりが一層進展するものと考えております。近隣市の状況ですけれども、茨木市、高槻市がもう既に文化スポーツの分野を市長部局に移管しております。また、豊中市はスポーツ分野を、吹田市は文化分野をそれぞれ市長部局に移管しております。以上が、具体的な機構改革の中身と効果でございますが、現段階におきましては、大きな方向性を描かせていただいております。今後、具体的な施設の所管や実務レベルを検討していく予定でございます。引き続き、今、文化スポーツを担当しておられる担当部長の宮部部長の方から現状の方、ご説明をお願いします。

生涯学習部長

それでは、私の方から現在の文化スポーツ課の分掌事務につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料 2 に基づきまして説明させていただきます。これは、摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規定からの抜粋となっております。文化スポーツ課におきましては、(1)の「文化の振興及び連絡調整に関すること」を始めとして、大きく 6 点に渡って事務を分掌いたしております。

「(1)文化の振興及び連絡調整に関すること」でございますけれども、美術展、演劇祭、芸能文化祭、音楽祭、吹奏楽祭、合唱祭等、市の事業と深く関係する団体に委託実施するとともに、文化振興と連絡調整をいたしております。

「(2)社会体育及びレクリエーションの振興に関すること」につきましては、同様に市長杯、総合スポーツ大会、摂津ふれあいマラソン、ニュースポーツのつどい事業、健康体操教室、地区市民体育祭等、関係団体で構成する実行委員会に委託実施するとともに、スポーツ振興と連絡調整をいたしております。

「(3)社会教育及び社会体育の関係団体育成に関すること」とございませ

ども、文化連盟、音楽連盟、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会に補助金を交付しまして、文化連盟祭、あるいは体育協会杯等、企画運営を自主的に行っていただき、活動いただいております。それをもって団体の育成をいたしております。また、近年は市内の小学生を対象としたちびっこ劇団や、総合型スポーツクラブの育成も行っているところでございます。

「(4)スポーツ推進委員に関すること」でございますけれども、これは、以前「体育指導委員」と称していたものでございまして、スポーツに関する指導助言、スポーツの実施に関わる連絡調整を事務といたしております。スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法のなかで、特定地方公共団体にあつては市長が委嘱すると規定されております。この特定地方公共団体と申しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の職務権限の特例の条例を制定した市町村にあつては市長ということでございますので、この条例に基づいて、市長部局に移管した場合は、市長が委嘱することになるということでございます。

「(5) 社会体育施設に関すること」につきましては、青少年運動広場、テニスコート、あるいは市立体育館等、シルバー人材センターが指定管理者制度に基づく指定管理を行っております。

「(6) 学校体育施設の開放事業に関すること」でございますけれども、これは、社会教育法第 44 条におきまして、「学校教育上支障がないと認める限りにあつて、社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」との規定がございまして、これは社会教育法に則った学校施設の利用ということになります。なお、今後も色々と学校との調整が必要になってまいりますので、この学校体育施設の開放事業に関しましては、今回の文化スポーツに関する事務の移管の枠外ということになってくるかと考えております。

続きまして、文化スポーツを取り巻くここ 10 年の環境の変化について少し説明させていただきます。まず、文化振興といたしましては、文化の香り漂う摂津のまちづくりに向けて、市民、事業者、地域団体等のそれぞれが文化の担い手として協働し、全市を挙げて文化の振興に取り組むということで、平成 18 年 4 月に摂津市文化振興条例を制定したところでございます。その文化振興条例第 6 条で、市長は、条例の理念を具体化するために、摂津市文化振興計画を策定するとありまして、平成 20 年 3 月に摂津市文化振興計画を策定いたしました。この第 6 条に規定されておりますとおり、その策定にかかる事務は市長の権限に属するものでございまして、摂津市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第 2 条第 1 項第 10 号によりまして、この分につきましては、市長の権限を教育委員会が補助執行しているということになっております。現状では、文化スポーツ課で進行管理を行っております。スポーツに関してですけれども、スポーツを総合的、また計画的に推進するために、平成 24 年 8 月にこれまでのスポーツ振興法に変わりました、スポーツ基本法というものが制定

されました。スポーツ振興法は、前回の東京オリンピックに合わせて制定されたものでございまして、基本的には営利を禁じたアマチュアスポーツを念頭に置いた法律でございましたが、平成 24 年に制定されましたスポーツ基本法では、オリンピックにもプロが参加するという今日のスポーツ環境の変化に合わせて、プロの競技スポーツから障害者スポーツまで国民生活における多面にわたるスポーツの重要性が規定されております。行政におきましても、多面にわたる部局と連携し、取り組む必要性が出てきているものと考えております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（市長） 今、川西課長と宮部部長の方から、それぞれの説明を受けました。委員さんで、何か質問とか意見があったら、おっしゃってください。

齊藤委員 教育委員会ではこれまで学校教育、家庭教育、社会教育を 3本の柱とし、それらの連携により子ども達が学外で行われる事業やイベント等に参加した場合でも円滑に対応してきたところです。今後文化スポーツ行政が市長部局に移管された場合、学校現場との連携や繋がりがこれまでと比べ希薄にはならないでしょうか。

議長（市長） 委員さんのご質問は、社会教育と学校教育の取り組みについて、関係が希薄にならないかということだと思いますが、子ども達が参加するいろんなイベント等は、学校が終わってから放課後、もしくは休日などで、地域や市民を巻き込んだ中での取り組みです。例えば、スポーツでは先ほどありましたスポーツ推進委員が、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を担っていただいております。これは今までもその役割を果たしてきましたけれども、この面については、より学校との連携を密にしていかなければいけないと思います。そういう意味で希薄にならないように連携を図ることが重要であると思っています。事務局から何かあるか。

政策推進課長 例えば、セッピィマラソンなどの行事であれば、学校を通じての広報が最も重要であり、学校との連携をより密にしなければいけないと思います。それができないようでは、機構改革を目的は達成するどころか後退してしまいます。あともう 1 点、学校の体育施設の開放ですが、使いたい場合は直接学校にお申込みいただいております。これは、機構改革が行われましても教育委員会に残り、引き続き学校が窓口になりますので、その部分においても市民サービスが低下することはないと考えております。以上でございます。

議長（市長） 齊藤委員がおっしゃったのは素朴な良い質問であると思います。学校との連携は大丈夫かというような話であると思いますが、この部分については、連携をより密にしなければいけないと考えておりますのでよろしく申し上げます。他

にございますか。

大矢教育委員長 1つよろしいですか。今ご説明あったセツピイマラソンは、学校の方に広報をお願いすることになると思うのですが、現在、市の美術展とこども展覧会と一緒にコミュニティプラザで開催していますが、こども展覧会の方も市長部局に移るのでしょうか。

生涯学習部長 文化スポーツ分野が市長部局へ移管となった場合は、市の美術展と共にこども展覧会も移管されます。

福元 教育委員会が所管していた文化スポーツが市長部局に移管されるということですが、その時にたとえばその規模や予算などはどのようにしていくのでしょうか。また、市長部局の方で新たなアイデアみたいなものがあるのでしょうか。そのあたり少し危惧されるところがあるので、ご説明をお願いします。

議長（市長） 市長部局に移管すると市長部局の意向ばかりで動いてしまう、そういうことを危惧されているのかと思います。教育委員会は独立した執行機関として教育委員会の責任で事務を執行いただいています。私は今までも教育について、一定のルール内で言わせていただいていますけれども、教育委員会の決定を尊重するというのが原則でした。今後もそれは変わらないのですが、こういう会議でその都度意見交換して、我々も疑問があれば聞きますし、参考になればまた進言もいたしますし、そういう機会が増えると思います。そういう意味での意見交換を密にして、良くなるようにしていかなければならないと思っています。

山手委員 1点よろしいでしょうか。  
先程説明にもあったように、確かに文化・スポーツ活動が盛んになるってというのはとても良いことですし、まちの力と言うか、とても活気づくことであるし、やっぱりそれを通じて皆のネットワークづくりにもなるので、本当に大きなまちづくりの一つ、大事なことであると思うのですね。そういう意味ではすごく期待もあるのですが、今まで教育委員会の方でいろんな文化活動とかスポーツ活動が盛んになるように、あるいは団体がどんどん活発に動けるようにという支援を色々手立てしてきたのですが、なかなかうまくいかないとか、やはり団体の自立とか、あるいは後継者不足とか、高齢化とか、色々問題が残ってはいるのです。今度、市の方で大きな枠組みでそれを支えていただけるということで、期待はとてもあるのですが、具体的に今までできなかったことで、こういったこともできるであろうとか、何か良いお知恵はございますか。

議長（市長） 文化スポーツのみならず、摂津市の全体のまちづくりについてのお問い合わせでもあろうかと思えます。私はいつも同じようなことばかり言っていますけれども、このまちは小さなまちで、皆がお互いに顔が見えるコンパクトな地形です。人口も限られた中で、それぞれの役割分担があったとするならば、一人が一つのことだけをやっていたらよいということではなく、一人が二役三役兼ねる、これが当たり前みたいになっています。そこで一番接点があるのは、やはり地域でのスポーツや文化の行事になります。ここでよく顔も合wash、力も合washということになっています。これは私がよく言う摂津の独特と言いますか、手作りの文化が摂津ならではのコミュニティを作っているということに繋がっていきます。今までは、市の窓口としては、文化スポーツ課や自治振興課が担当していました。それはそれで良かったのですが、これが完璧に一元化することで更にコミュニティづくりが活発になっていくのではないかなと思います。そして、文化スポーツというのがコミュニティづくりの大きな役割を果たすと考え、一般部局に集約してはどうかということになった訳でございます。

山手委員 今市長がおっしゃったのは、たとえば地区体育祭のことをそのように考えていらっしゃるのですね。

議長（市長） 地区体育祭もそうですね。いろんな行事がたくさんあります。皆さんも参加されたらわかると思いますけれども、ここに行ったらこの人がおられ、またここに行ってもおられる、責任持って率先して何役もやっていただいています。私はこれが摂津市ならではのであると思っています。

大矢教育委員長 質問をしてもよろしいでしょうか。先程、川西課長の方からいろいろこんなメリットがありますよというお話もあったのですが、具体的に何か考えていらっしゃるかどうか、もう少し詳しくお話いただけますか。例えば、複数の行事を1つに合わせることで斬新なものができるのではないかとお話がありました。しかし、福元職務代理からお話がありましたとおり、かえって予算を削られるのではないかとという危惧もございますので、もう少しお話を聞かせていただけますでしょうか。

政策推進課長 私の立場で予算の権限はございませんので、予算に踏み込んだお話は差し控えさせていただきますけれども、その前に文化スポーツ課を一元化しています茨木市・高槻市に効果を電話で聞きました。聞こえてくるのは、具体的な成果というよりも、一元化したので、何か目に見えて成果、結果を出さなければならないという、良い意味でのプレッシャーを感じながら仕事をされています。それが本市にとって良い方向に必ず働くものと信じております。それと、一元化することの具体的なメリットというのは、難しいご質問ですが、私も今までイ

べント部署にいたのですけれども、イベントを所管している部署というのは、アイデアマンが多くいます。そのアイデアマンたちは、ただ、文化ばかり、スポーツばかり又は地域振興ばかりを熱心に取り組んできましたが、熱心にすればするほどそれに特化していきます。それが良い感じで混ざることによって、必ずアイデアマンはいろんなところからアイデアを生み出す素質を十分持っていますので、それが良い感じで混ざることによって、1年後は難しいかも分かりませんが、長いスパンで見れば、この機構改革が良い転換期になると考えております。少し具体的という部分は欠けておりますが、政策推進課長としてはそういうことを考えております。

議長（市長） はい、他にございませんか。スポーツ文化の一般部局への移管については、このあたりでよろしいでしょうか。

大矢教育委員長 はい。今協議させていただいたことを斟酌しながら、教育委員会としてまた議論を深めて、教育委員会としての意見を市長にお返ししたいと思っています。

議長（市長） それでは、1番目のスポーツ文化の移管については、これで締めくくりたいと思います。

次に教育の大綱について議題といたします。さっきも言いましたけれども、この総合教育会議を進めていくうえで、大綱の策定に関する協議というのがございます。そういうことで、大綱づくりについてしっかりとこれから協議をしていきたいと思っておりますので、まず最初に事務局から説明してください。

政策推進課長代理 それでは、私の方から教育に関する大綱について説明させていただきます。初めに前回の会議でも説明させていただいたのですけれども、大綱について5点確認させていただきたいと思っております。1点目ですが、地教行法の規定により、地方公共団体の長が大綱を定めることとなります。2つ目として、大綱の内容としましては、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとなります。詳細な施策についてまで策定するものではございません。3つ目ですが、策定する大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、つまり国が策定しました第2期教育振興基本計画を参酌し、策定することとなります。4つ目ですけれども、大綱が対象とする期間については、法律での規定はございませんが、4～5年ということ想定されております。5つ目ですが、市町村の教育振興基本計画やその他の計画を定めている場合は、その根本となる方針の部分をもって大綱と位置づけることが可能であります。また、前回の会議において、計画がたくさんあると煩雑になるので、分かりやすい形で大綱を策定する方が良いといったご意見もいただきました。これらを踏

まえまして、大綱の骨子案を策定いたしました。資料3をご覧ください。まず策定の趣旨ですけれども、地教行法の第1条の3第1項の規定により、市長が定めることとなります。大綱の位置付けとしましては、総合計画の基本構想に定める教育に関する部分をもって、大綱として定めることとしています。大綱の期間ですが、総合計画に合わせまして平成32年までとしております。次に、資料の下の枠の左に大綱の基本理念を記載しております。1つ目が「誰もが学び成長できるまち」、これと、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」、これを基本理念としております。これは、総合計画の基本構想に定めます「7つのまちづくりの目標」のうち、教育に関する部分を抜き出したものとなっております。次に大綱の基本方針ですけれども、これは基本理念として抜き出した総合計画のまちづくりの目標の下にあります政策を基本方針として定めております。以上、骨子案では総合計画の教育に関するまちづくりの目標、それと政策を抜き出して定めることとしております。なお、初めに説明させていただきましたとおり、大綱が教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に該当すると位置づけることができ、その場合は別途策定する必要はないということで、国の方から示されております。しかし、位置づけるだけということでしたら、市民から見て、本市の教育の考え方・方向性が分かりにくいと思われまますので、例え他の計画をそのまま持って来たり、抜粋したりするとしても、やはり教育に関する大綱として策定する必要があると考えております。大綱の骨子案の説明は以上でございます。

議長（市長） 今、大綱の決定に向けての大枠・骨子案等々について説明を受けましたけれども、このことについて何か意見はありますか。

山手委員 今ご説明を受け、とても大事な指針ということで、少し理解が悪いのですけれども、私自身まだ何が本当に一番良いものかっていうものをよく分かっていないところがありまして、参考にもし近隣市さんで既に策定されたようなところの大綱をご覧になったことがあれば、教えていただきたいです。

政策推進課長 近隣の状況について、ご説明いたします。大阪府下の市のみを調べたのですけれども、既に策定済となっておりますところが7市ございました。7市あるうち、教育振興基本計画をもう既に策定されている市は、その根幹部分を以て大綱に位置づけるというところもありましたし、教育振興基本計画を参酌して策定というところもありました。また、教育振興基本計画を持っておられないところは、総合計画の基本構想の部分をもって大綱と充てておられる市もあります。以上7市で、教育振興計画があるところは漏れなくその計画を充てたり、参酌して策定しているという現状でございます。大綱のボリュームですが、概

ねA4の1枚から4枚くらいで、かなりシンプルで分かりやすいものが多かったです。

議長（市長） 今、事務局から説明がありましたけれども、私も細かいところまであまり聞かえていませんけれども、できているところは、どちらかと言えば、今ある計画をそのまま活用しているところが多いようです。

大綱の位置付けは、さっきも説明ありましたけれども、摂津市の場合は、第4次の摂津市の総合計画の基本構想に定める教育に関する項目をもって大綱として定めるという骨子案になっています。ですから、いろんなやり方がありますけれども、議論もせず早くつくるというのも良くないと思うのですね。ある程度きちっと議論して、残すべきものは残す、新しく入れるべきものは入れ、難しいですがシンプルかつ分かりやすいものになればと思います。

齊藤委員 ただいま「教育振興基本計画」のご説明がありましたが、本市では「総合計画(第4次)」に基づく教育の個別計画として教育行政推進の基本である「教育推進プラン」が策定されています。そこでは「総合計画」の中から8つの重点事項が取り上げられ、それら事業の点検評価が毎年実施されています。

そこで、「教育大綱」の中に「教育推進プラン」の8つの重点事項を何らかの形で取り入れていただくと、「総合計画」における教育関連の計画がより具体的に示されるのではないかと考えますのでご検討をお願いします。ちなみに、8つの重点事項とは、「就学前教育の充実」「生きる力の育成」「支援教育の充実J」「教職員の育成」「安全・安心な学校地域づくり」「子育て支援の充実」「教育コミュニティ作りと生涯学習活動の推進」「文化スポーツ活動の活発化」です。

議長（市長） いずれも大事な視点です。総合計画に基づく個別計画が教育推進プランということ。当然ながら大綱と教育推進プランも整合性を図っていく必要がありますので、また検討させていただきます。

大矢教育委員長 基本理念と基本方針ということで、先程ご説明いただいたのですけれども、7つのまちづくり目標の中から4番と5番を選ばれていまして、5番は本当に教育委員会で今までやってきた、文化、スポーツを含めてやっていることでございます。なぜ4番だけを選んだのかということで、お尋ねしたいのですけれども、「平和と人権を大切にすまちにします」「誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします」ということは教育に関することであると思うのですが、他にも教育と言えば、例えば安全のところでは防災のことも、基本構想にあります。なぜ4番を選んだのかということがもしありましたら、お聞かせ願えますか。

政策推進課長代理      なぜまちづくりの目標 4 番を選んだかということですが、まちづくりの目標 4 は「暮らしにやさしく笑顔あふれるまち」ということとでございます。こちらにつきましても、福祉の施策などをまとめたもので、児童福祉や子育て支援の充実、保育サービスの充実などが、まちづくりの目標 4 に含まれておりますので、大綱に持ってきたということとでございます。

福元  
委員長職務代理者      骨子案を事務局から説明をいただいたのですが、この摂津市の総合計画の中の 2 点を大綱に持ってくるということですね。ところがこの総合計画、もう既に 5 年経っています。社会も変化し、市民のニーズも変わってきている中で、その文言を、そのままこちらの教育大綱に持って来ていいものかという気は少しします。やはり今の教育環境なり、社会の情勢なりを見れば、そのままこちらの大綱に持ってくるのは、事務局としてはどうなのでしょう。

政策推進課長      総合計画の計画期間は 10 年で、今年度が中間年にあたりまして、中間評価を行っているところです。基本的には総合計画の基本構想の部分は、5 年程度では揺るぎないものと考えております。例えば、「誰もが学び成長できるまち」、これは、5 年前でも、今でも、また 5 年後でも普遍的なものと考えております。大綱において「誰もが学び成長できるまち」を説明する文書の中で社会の変化などは書き入れたいと考えております。

議長（市長）      大綱づくりというのは、まず今後の方針を決める大事な作業になります。ですが、総合計画や教育推進プランをはじめ、教育委員会の今までの取り組み等々、材料もたくさんありますから、全て一からではございません。今日の意見を踏まえて、大綱づくりに入りたいと思いますが、何か意見あればお願いします。

教育長      事務局の方から説明がありましたが、策定済が府内で 7 市あるということですので。内容は、教育振興基本計画を位置づけているところもあれば、総合計画の部分も充てているところもあるということで、各市色々な取り組みの状況があるということです。教育振興基本計画、これは市町村では努力義務ですので、必ず策定しなければならないということではないのですが、まずこれを策定するかどうかについて、教育委員会で検討させていただきたいと思っております。先程齊藤委員からもありましたように、教育推進プランは毎年アクションプランとして策定しておりまして、それと教育振興基本計画、そしてこの大綱、この 3 つの計画の整合を図っていかなければならないと思っております。大綱は市長が策定するものですけれども、教育委員会としてそのあたりを整理させていただいたうえで、またこの総合会議で教育委員会として意見も言わせていただき、より良い大綱となるように協議させていただきたい、そのためにもう少しお時間頂戴できたらと思っております。

議長（市長） 今、教育長が言われたように、摂津市では教育推進プランを毎年策定して、それに則って色々な事業が進められていると思いますが、もう一つその上位の教育振興基本計画を策定していないということです。これは、努力義務なのですが、この機会に基本計画をどうするかということについても、教育委員会で議論するという事です。上下関係にある計画が整合を図る必要があるので、教育委員会での議論を優先させたいということです。より良いものになるためであれば、それで良いと思います。何かこのことについて意見などありませんか。

全 員 異議なし

議長（市長） 皆さんに意見を色々いただきました。ありがとうございました。今日は文化スポーツの事務の移管について具体的な話がいろいろあったと思います。大綱づくりについては、教育委員会において教育振興基本計画の議論を踏まえて、今後とも取り組んでいくということになります。この際ですから、何か他に意見はありませんか。

大矢教育委員長 「その他」ということで、よろしいでしょうか。子ども達の安全・安心が、今大変問題になっておりました、夏休みに寝屋川市でとても痛ましい事件が起きました。教育委員会として学校・また地域等で見守りなどに取り組んでおり、摂津市では今のところ大きな事件に子ども達は巻き込まれておりませんが、何か市全体として市長の方から何か取り組んでいただけることがありましたら、お願いしたいと思います。

議長（市長） 子どものみならず、市民の皆様の安全・安心がまちづくりの基本でございます。委員長からご進言をいただきましたが、特に最近、子どもを取り巻く色々な事件、事故が頻発しております。その中でよく取り上げられているのが、防犯カメラの話です。防犯カメラにつきましては、平成24～5年くらいからこの防犯カメラの話が色々と社会で取り上げられるようになってきたと思います。ただ、その時期はプライバシーとか人権とか色々議論になったときなのです。我々はその時に順次、年次計画を決めて、50台とりあえず付けられないかということで、警察等々と連携して取り組みを始めました。その後、急激に社会が変化し、その中で防犯カメラもやはり必要ということで変わっていったと思います。現在、市内には事業所やコンビニで150か所くらいが付けられておるようですけれども、摂津市といたしましても、今までの年次計画の50か所は当然のことながら、来年度予算に向け、教育委員会、また警察当局と連携を取りまして、国の補助制度等の活用も含め検討していきます。LED防犯灯についても新たに付けるところを検討中でございます。

大矢教育委員長      はい、ありがとうございました。最近、不審者情報が大変多いので、よろしく  
お願いします。ありがとうございます。

議長（市長）      それでは、他に意見が無いようであれば、今日の総合教育会議はこれに  
て閉会させていただきます。お忙しいなか、ありがとうございました。傍聴者  
の皆さんにも、最後までご苦勞様でございました。どうもありがとうございました。